



# 港南区から市外への引っ越し

引っ越し手続 ④

2024年9月更新

港南区役所

◇港南区から市外に引っ越される方の区役所での主な手続のご案内です。  
◇各手続の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

項目	港南区での手続 □手続に必要なもの	受付窓口	新住所地での手続 □手続に必要なもの
市外への引っ越し	<b>転出届</b> (引っ越しの約2週間前から) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料 <sup>※1</sup>  ▽転出証明書をお渡しします。 (国外への転出やマイナンバーカード・住民基本台帳カードによる転出手続の方には、転出証明書はお渡ししません。) ▽外国人区民の方も転出届が必要です。 ▽代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続する場合は、「委任状」と代理人の本人確認資料をお持ちください。	<b>2階 21番</b> 戸籍課 登録担当 847-8335	<b>転入の手続</b> (新住所に住み始めた日から、14日以内) <input type="checkbox"/> 転出証明書 <input type="checkbox"/> 外国人市民の方は、 <b>在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書</b> のいずれか <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料 <sup>※1</sup>  ▽代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続する場合は、「委任状」と代理人の本人確認資料 <sup>※1</sup> をお持ちください。
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	<b>国外に転出する場合は、お持ちください。</b> ※マイナンバーカードの交付申請中に転出されると、その申請は無効になります。		▽カードの住所変更手続 (お持ちの場合のみ) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き)
印鑑登録	<b>特にありません</b> ▽転出予定日に抹消されます。 ▽転出予定日前日までに印鑑証明書が必要になった場合は、印鑑登録証に転出証明書を添えて請求してください。		<b>必要な方は、登録の申請</b> <input type="checkbox"/> 登録する印鑑 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料 <sup>※1</sup> ▽転入先の市町村にご確認ください。
e-Tax等の電子申請を利用している(マイナンバーカード)	住所の異動によりマイナンバーカードの署名用電子証明書は <b>失効</b> します。		▽署名用電子証明書が必要な方は転入先で改めて申請してください。
公立小中学校の児童・生徒	<b>転学届</b> ▽学校に転学届を提出し、次の書類を受け取ってください。 <input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 教科書用図書給与証明書	<b>今までの学校</b>	<b>転入手続、転校手続</b> <input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 教科書用図書給与証明書
国民年金(1号被保険者)	<b>原則、届出の必要はありません。*</b> <sup>※2</sup> ▽新住所地で住所変更の手続を行ってください。 ▽ただし、国外への転出の場合は、届出が必要です。 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 本人確認資料 <sup>※1</sup>	<b>2階 26番</b> 保険年金課 国民年金係 847-8421	<b>住所変更の手続</b> <sup>※2</sup> <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 本人確認資料 <sup>※1</sup> ▽転入先の市町村にご確認ください。
国民年金(受給者)	<b>原則、届出の必要はありません。*</b> <sup>※2</sup> ▽新住所地で住所変更の手続を行ってください。 <sup>※2</sup>		<b>住所変更の手続</b> <sup>※2</sup> <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 本人確認資料 <sup>※1</sup> ▽転入先の市町村にご確認ください。
国民健康保険の加入者 国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主	<b>横浜市国民健康保険証の返却</b> <input type="checkbox"/> 横浜市国民健康保険証	<b>2階 24番</b> 保険年金課 保険係 847-8425	<b>加入の手続</b> ▽転入先の市町村にご確認ください。
65歳以上の人がいる (介護認定申請中の方は <sup>※3</sup> 参照) 65歳未満だが介護保険証を持っている	<b>介護保険被保険者証の返却</b> <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証		<b>加入の手続</b> ▽介護保険の認定を受けている方は転入先の市町村に必ずお申し出ください。
小児医療証(乳児医療証)を持っている	<b>小児医療証の返却</b> <input type="checkbox"/> 小児医療証	<b>2階 23番</b> 保険年金課 給付担当 847-8423	<b>小児医療証の交付申請</b> <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 所得証明書(不要な場合もあります) <input type="checkbox"/> 印鑑(不要な場合もあります)
後期高齢者医療被保険者証を持っている	<b>保険証の返却</b> <input type="checkbox"/> 保険証 ▽県外へ転出の場合、負担区分証明書を発行します		<b>後期高齢者医療被保険者証の交付</b> <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用)(不要な場合もあります) <input type="checkbox"/> 前住所地交付の負担区分証明書(県外のみ)
福祉医療証(親福祉医療証)を持っている (ひとり親家庭 <sup>※4</sup> 、重度障害者等)	<b>医療証の返却</b> <input type="checkbox"/> 医療証		<b>医療証の交付</b> <input type="checkbox"/> 健康保険証 受付窓口までおたずねください。

※1 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付)。その他については電話等で必ず確認してください。

※2 日本年金機構に、個人番号が登録されている方は、届出を省略できます。

※3 介護認定を申請中の場合は、4階41番 高齢・障害支援課(847-8495)への連絡もお願いします。

※4 児童扶養手当を受けている方は、先に4階40番 こども家庭支援課(847-8457)で手続してください。

【裏面に続く】

項目	港南区での手続 □手続に必要なもの	受付窓口	新住所地での手続 □手続に必要なもの
身体障害者手帳 <sup>◎</sup> 療育手帳 <sup>◎</sup> 精神保健福祉手帳 障害福祉サービス受給者証 <sup>◎</sup>	手帳の住所変更手続 特別乗車券等の返還 ▽◎印について対象者が18歳未満の場合は 4階40番子ども家庭支援課847-8457です 受給者証の変更手続	4階 41番 高齢・障害支援課 847-8459	手帳の住所変更手続 □身体障害者手帳 □療育手帳 □精神保健福祉手帳 □受給者証 □印鑑(朱肉使用)
敬老特別乗車証を持っている	敬老特別乗車証の返還	4階 41番 高齢・障害支援課 847-8454	新住所地にお問い合わせください。
介護保険外のサービスを利用している(紙おむつ・あんしん電話・訪問理美容・高齢者食事サービス)	利用廃止の届出	4階 41番 高齢・障害支援課 847-8415	新住所地にお問い合わせください。
指定難病(特定疾患) 医療受給者証を持っている	特にありません。 新住所地で手続してください。	4階 41番 高齢・障害支援課 847-8415	新住所地にお問い合わせください。
児童手当を受けている	必要な手続きはありませんが、窓口へ「住民異動届」を持ってお越しください。	4階 40番 子ども家庭支援課 847-8410	新住所地にお問い合わせください。
母子健康手帳を持っている	特にありません。 新住所地で手続してください。		
子どもを保育所や幼稚園に預けている、または申請中	□認定取消申請書 □利用取消申請書 □利用施設変更届出書(幼稚園の場合)	4階 40番 子ども家庭支援課 847-8498	引き続き横浜市内の保育所に入所する場合は、転出先の保育担当窓口へご相談ください。
児童扶養手当を受けている	家庭状況により必要書類が異なります。 詳細はお問い合わせください。	4階 40番 子ども家庭支援課 847-8457	新住所地にお問い合わせください。
特別児童扶養手当を受けている			
バイク(125cc以下)	廃車の手続 □ナンバープレート □標識交付証明書	3階 3番 税務課 847-8356	登録の手続 □廃車証明書 □届出人の本人確認資料 <sup>※1</sup> ▽詳細については、新住所地に確認の上、手続してください。
住民税	特にありません。 住民税の場合、賦課期日1月1日に居住している市区町村で1年分の住民税が課税されます。	3階 31番 税務課 847-8351	特にありません。
犬の登録	特にありません。 新住所地で手続してください。	5階 51番 生活衛生課 環境衛生係 847-8445	登録事項の変更届 □鑑札 □当該年度の注射済票

#### ■転出証明書について

- ・転出を取りやめたとき ⇒ 転出証明書と本人確認資料を持って、2階21番窓口へ(転出取消)
- ・転出証明書を紛失したとき ⇒ 本人確認資料を持って、2階21番窓口へ(転出証明書の再発行)
- ・転出予定日や新住所地が変更になったとき ⇒ 転出証明書はそのまま使用できます。  
新住所地の市区町村で手続をしてください。

**新住所地では、住み始めた日から14日以内に転入の手続をしてください。**

#### ■国外への転出届をされた方が、帰国し転入届をする場合

次の書類が必要になります。

- |         |                            |   |
|---------|----------------------------|---|
| 【共通】    | □パスポート(転入される方全員分)          | (※ 自動化ゲートで入国された方は、<br>入国日が確認できる書類(チケット等)をお持ちください。)              |
|         | □マイナンバーカード                 |   |
| 【日本人市民】 | □戸籍謄本(抄本)                  | いずれも、本籍地の市区町村で取得してください。本籍地以外では取得できません。<br>なお、横浜市内に本籍がある場合は不要です。 |
|         | □戸籍の附票                     |   |
| 【外国人市民】 | □在留カード又は特別永住者証明書又は外国人登録証明書 |   |